

介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

(1) 新規委託事業者の可否について

(「介護予防支援業務委託指針」に則り、委託の可否を判定する。)

- ①事業所名：麗しの杜 光ヶ丘 ケアプランセンター

所在地：千葉県柏市光ヶ丘2-1-1

- ②事業所名：たへい居宅介護支援事業所

所在地：千葉県柏市花野井1413

- ③事業所名：大樹ケアプランセンター柏

所在地：千葉県柏市松葉町3-2-1

- ④事業所名：ケアプランしおり

所在地：千葉県柏市7-10-15

- ⑤事業所名：とねいろ居宅介護支援事業所

所在地：千葉県柏市西原7-6-3

- ⑥事業所名：ケアプランまつのい

所在地：千葉県柏市南逆井4-1-23

- ⑦事業所名：ハイムガーデン南流山営業所

所在地：千葉県流山市大字流山2528-2

- ⑧事業所名：ケアプラン銀木犀〈柏〉

所在地：千葉県柏市柏297-5

- ⑨事業所名：居宅介護支援事業所 春の苑

所在地：千葉県流山市東深井520-1

(2) 遠隔地居住者にかかる委託事業者の了承について

- ①事業所名：居宅介護支援事業所 あじさい

所在地：千葉県松戸市幸田180-1

- ②事業所名：さくらケアサービス

所在地：千葉県鴨川市滑谷85-1

- ③事業所名：居宅介護支援事業所 あいあい

所在地：埼玉県三郷市彦成3-9-14-803

- ④事業所名：千葉県医師会立訪問看護ステーション

所在地：千葉県千葉市中央区神明町204

- ⑤事業所名：シルバン介護センター

所在地：千葉縣市川市真間2-9-5

- ⑥事業所名：介護相談事務所あすか

所在地：東京都あきる野市伊奈228-1

2 平成30年度第1回柏市地域包括支援センター運営協議会 新規委託事業者評価シート

事業所名		① 曙の杜 光ヶ丘 ケアプラン センター	② たへい 居宅介護 支援事業所	③ 大樹ケア プランセン ター 柏	④ ケアプラン しおり	⑤ とねいろ 居宅介護 支援事業所	⑥ ケアプラン まつのい	⑦ ハイムガ デン南流山 営業所	⑧ ケアプラン 銀木犀(柏)	⑨ 居宅介護 支援事業所 春の苑
提供 時間	a	8時30分～17時15分(前後30分内)で8時間45分/日								
	b	始業9時又は終業16時45分であるが、8時間/日を超える	b		a	b	a	a	b	a
	c	上記以内の営業時間								
人体 評価基準	a	介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が35件未満								
	b	介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が40件未満	a	a	a	a	a	a	a	a
	c	介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が40件を超える								
苦 情 対 応	a	苦情の受付件数がなく適切な体制がある								
	b	苦情の受付件数はあるが適切な対応が取られている	b	a	a	a	a	a	a	a
	c	上記に該当しない場合								
総合 評価	○	委託可能と判断したもの (審査項目の判定がすべてa, またはaとbの場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
	x	委託見合わせと判断したもの (審査項目の判定にc判定がひとつでもあるなど)								
委託可能時期		平成30年3月	平成30年3月	平成30年4月	平成30年4月	平成30年4月	平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月	平成30年7月

3 介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務委託指針

(H29年12月柏市改正)

(1) 介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務委託の遵守事項について

指定介護予防支援事業は介護保険法第115条の23第3項により、また、総合事業の第1号介護予防支援事業は介護保険法第115条の47第5項により、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができると定められている。

指定介護予防支援事業の委託については、厚生労働省令（以下、「省令」という。）において下記の事項を遵守することが規定されている。

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日、厚労令37）（指定介護予防支援の業務の委託）

第12条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- 2 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- 3 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- 4 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1条の2、第3章（運営に関する基準）及び第4章（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(2) 指定介護予防支援業務受託に係る提出書類

指定介護予防支援業務の受託を希望する指定居宅介護支援事業者（以下、「事業者」）は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 介護予防支援及び総合事業に係るマネジメント業務の受託意向申出書（別紙1）
- ② 介護予防支援及び総合事業に係るマネジメント業務の受託に係る誓約書（別紙2）
- ③ 介護予防支援及び総合事業に係るマネジメント業務受託従事者一覧（別紙3）
- ④ 居宅介護支援事業者プロフィール調査票（別紙4）

(3) 指定介護予防支援業務に係る委託条件

指定介護予防支援業務の中立性及び公正性の確保を図るとともに、適正・適切に実施できるかどうか、受託希望する事業者の提出書類から運営体制及び事業実績の状況に基づき、柏市地域包括支援センター運営協議会（以下、「協議会」という。）において委託の可否について協議することとする。

ただし、次の何れかに該当する場合は、適切なサービス提供ができる事業者と見なし、直近の協議会において報告するものとする。

ア 事業者の運営体制等が、第4項の「指定介護予防支援業務に係る委託審査基準」の各項目において、いずれもa又はb判定以上の場合

イ 遠隔地（柏市以外に居住する者）に係る事業者への委託の場合

居住地の市町村において指定介護予防支援業務における実績があり、その知識・能力があると認められる事業者であること。

(4) 指定介護予防支援業務に係る委託審査基準

(1) 審査項目

「介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務従事者一覧」及び「居宅介護支援事業者プロフィール調査票」に基づき、適切かつ効率的に指定介護予防支援業務が実施できる事業者として、人員及び運営状況等について審査する。

(ア) 営業時間

地域包括支援センターとの円滑な連絡・連携ができる運営体制にあるか事業者のサービス提供時間に基づき判定する。

(イ) 介護支援専門員の人員及び指定居宅介護支援の状況

指定介護予防支援の受託業務が適切に実施できる運営状況にあるか、介護支援専門員の員数及び指定居宅支援の実施件数に基づき判定する。

(ウ) 苦情対応の状況

苦情に対する適切な対応が行われ、リスク管理が適切に行われているか、対応内容や苦情対応マニュアルの整備に基づき判定する。

(2) 評価基準

項 目	評価の判定基準
提供時間	a 8時30分～17時15分（前後30分内）で8時間45分／日
	b 始業9時又は終業16時45分であるが、8時間／日を超える
	c 上記以内の営業時間

人員体制	a 介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が35件未満
	b 介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が40件未満
	c 介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が40件を超える
苦情対応	a 苦情の受付件数がなく適切な体制がある
	b 苦情の受付件数はあるが適切な対応が取られている
	c 上記に該当しない場合

(5) 指定介護予防支援業務に係る受託状況の報告

指定介護予防支援業務の中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センターが委託する事業者等の状況に関して、年1回協議会に報告するものとする。

